

危険ブロック塀等撤去及び生け垣等設置の補助金交付制度概要

地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害を防止するため危険ブロック塀等を撤去し、または撤去した箇所にて生け垣等の設置による住環境整備を行う危険ブロック塀等の所有者の負担を軽減するために補助金交付制度を創設しました。

①. 補助金額(予算(300万円)の範囲内)

対象事業	補助の内容	補助額の上限
危険ブロック塀等撤去	1平方メートル当たり7,000円または工事費の額のうち少ない額	10万円
危険ブロック塀等撤去箇所で行う生け垣等の設置	1メートル当たり10,000円または工事費の額のうち少ない額	20万円

②. 申し込み・問い合わせ

申請の受付は令和元年7月1日からです。申請書に必要事項を記載し必要書類を添えて建築住宅課建築審査担当(内3265)へ提出してください。

※交付決定以前に工事契約されたものは補助対象となりません。

③. その他

いずれの工事も市内の事業者により施工されるものが補助要件となります。他にも申請者および対象となるブロック塀や生け垣・フェンス等に要件があります。下記の④対象事業等チェックシートを確認いただき**工事契約前に相談してください。**本補助金の交付対象となる事業は、工事完了が令和4年2月末日までのものです。

④. 対象事業等チェックシート

次の項目(対象となる申請者及びその申請者が行う事業(工事))に該当するものが補助金の対象です。

◆1. 対象となる申請者

下記の項目のいずれにも該当するもの

- 危険ブロック塀等の所有者、危険ブロック塀等の存する土地の所有者、危険ブロック塀等と同一敷地に存する建築物の区分所有者又は団地建物所有者の団体若しくは管理者
- 市税を滞納していない
- 国、地方公共団体その他これらに類する団体でない

◆2. 対象となるブロック塀等の撤去工事

下記の項目のいずれにも該当するもの

塀の立地要件のチェック項目

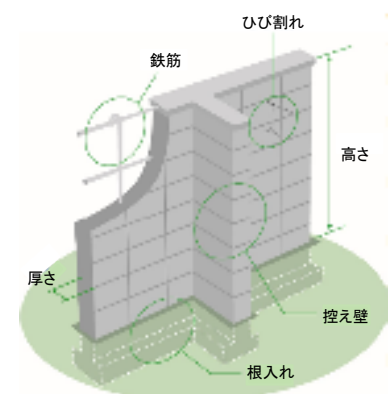
- 市内に存している
- 市内の道路等(道路法や建築基準法に規定されているもの)又は小中学校の定める児童生徒のための通学路に面している

かつ

下記の項目のいずれかに該当するもの

ブロック塀または門柱の構造のチェック項目

- 高さが地盤から2.2mを超える
- 厚さが10cm未満(塀の高さが2mを超える場合は15cm未満)
- 長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁がない(高さが1.2m超の場合のみ)
- コンクリートの基礎がない
- 傾き、ぐらつき、ひび割れがある(高さが80cm以上の場合のみ)
- 適切な鉄筋が配筋されていない(専門家のチェックが必要)
- 基礎の根入れ深さが30cm未満(高さが1.2m超の場合のみ)



組積造(レンガ造、石造、鉄筋の無いブロック造)の塀または門柱の構造のチェック項目

- 高さが地盤から1.2mを超える
- 厚さが(高さcm×1/10)cm未満
- 長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がない
(ただし、塀の厚さが高さの1.5/10未満の場合のみ)
- 基礎がない
- 傾き、ぐらつき、ひび割れがある(高さが80cm以上の場合のみ)
- 基礎の根入れ深さが20cm未満

万年塀の構造のチェック項目

- 傾き、ぐらつき、ひび割れがある(高さが80cm以上の場合のみ)

上記に該当しない塀のチェック項目

- 高さ80cm以上で損傷等が著しく倒壊の恐れがあると認められるもの

かつ

下記の項目のいずれにも該当するもの

撤去工事の条件

- 工事は市内の事業者が行う
- 工事に係る危険ブロック塀等が法令に明らかに違反しているものでない
- 工事の契約を交付決定後に行う
- 国または地方公共団体等から類似する補助金や補償金の交付を受けていない
- 危険ブロック塀等を基礎も含めすべて解体し、残材を適正に廃棄又は再利用する
- 土地や建物の販売目的や開発行為によるものでない

◆3. 対象となる生け垣等の設置工事

上記の撤去工事を行った箇所に次の①のいずれにも該当する生け垣、又は次の①②のいずれにも該当する生け垣等を設置するもの

①生け垣の形態のチェック項目

- 地区計画の定められた区域にあっては、当該区域の地区整備計画の建築物等に関する事項に適合する
- 生け垣の長さの合計は道路等に沿って2m以上とし、分割して設置する場合、それぞれが1m以上
- 樹高が1.2m以上
- 樹木は生け垣の長さ1m当たり3本以上とし、道路境界線から0.5m以上離し、連続して植樹する
- 生け垣の樹種は、生け垣に適したもの(ビャクシン類でない)

②生け垣と併せて設置するフェンス等の形態のチェック項目

- フェンス等は、生け垣に沿って設けその高さは道路等から1.6m以下
- フェンスの材質は、アルミニウム製その他の軽量素材のもの
- フェンス等は適法なコンクリート造の塀又はコンクリート造の基礎に緊結されている
- フェンス等の下部を塀とする場合、当該塀のうち生け垣の植樹地盤面より上の部分の高さは0.5メートル以下
- フェンス等の下部を塀とし、その一部を土留めとして使用する場合の塀の構造は、構造計算により安全であることが確認されたもの(当該塀の土圧が作用する高さが0.6メートル以下で、その部分を補強コンクリートブロック造とした場合は除く)

かつ

下記の項目のいずれにも該当するもの

設置工事の条件

- 工事は市内の事業者が行う
- 工事の契約を交付決定後に行う
- 国または地方公共団体等から類似する補助金や補償金の交付を受けていない

